

雇用ニュース

2017年8月



名峰・筑波山をバックにした4ha超の田畑に、八重ひまわり約100万本のひまわり畑が咲き誇る、あけのひまわりフェスティバル（筑西市）「筑西市観光協会」

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ おもな内容 －

・ 県内の雇用情勢	2
・ 雇用保険の届出にマイナンバーの記載が必要です	3
・ 労働者派遣事業の許可申請をお急ぎください！	4
・ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座が始まります！	5
・ 精神科医療機関とハローワークによる就労支援モデル事業を実施	5
・ ハローワーク便り（ハローワーク常陸大宮、筑西・下妻、常陸鹿嶋）	6
・ 平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況	7
・ 茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.47倍

「雇用情勢は、改善が進んでいます」

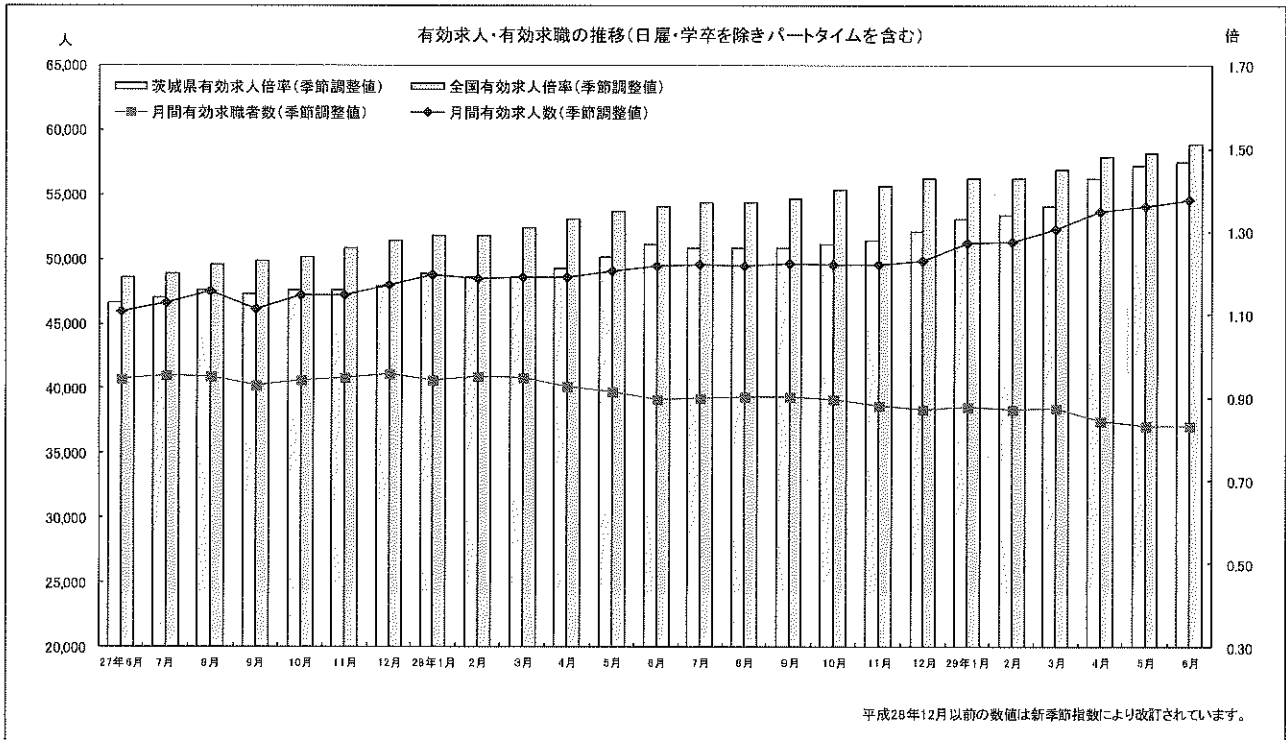
1 概況

6月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は18,409人で、前年同月と比較して9.3%増と8か月連続で増加しました。雇用形態別では、パートタイムを除く常用の求人は前年同月比9.1%の増加、常用的パートタイムの求人は、同5.5%の増加となりました。新規求職申込件数は9,416件で前年同月比5.3%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同6.9%の減少、常用的パートタイムは同1.3%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同5.8%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同6.4%の減少となりました。

有効求人数（原数値）は、52,295人で前年同月比は10.7%増と20か月連続で増加しました。

一方、有効求職者数（原数値）は39,053人で同4.9%減と、47か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.47倍（季節調整値）で、前月を0.01ポイント上回りました。なお、原数値は1.34倍と前年同月を0.19ポイント上回りました。



平成28年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

2 新規求人の動き

新規求人数は18,409人となり、前年同月比で9.3%増と8か月連続で増加しました。

産業別にみると、「サービス業（他に分類されないもの）」（前年同月比32.7%増）、「製造業」（同18.8%増）、「建設業」（同14.2%増）などで増加となりましたが、「教育、学習支援業」（前年同月比8.2%減）、「宿泊業、飲食サービス業」（同5.9%減）、「卸売業、小売業」（同5.0%減）などでは減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比66.3%増）、500～999人（同12.0%増）、300～499人（同68.6%増）、100～299人（同14.6%増）、30～99人（同4.9%増）、29人以下（同8.5%増）となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比9.1%の増加となり、常用的パートタイムは同5.5%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,277件となり、前年同月比で2.6%減と2か月ぶりに減少しました。また、新規求職申込件数に占める割合は24.2%で、前年同月（23.5%）を0.7ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は7,677人と、前年同月比で13.5%減と45か月連続で減少しました。雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は440人で、資格喪失者の割合では4.6%（前年同月6.5%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比23.9%の減少となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は9,416件となり、前年同月比で5.3%減と9か月連続で減少しました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は65.7%（前年同月67.0%）と1.3ポイント下回り、数では前年同月比で7.2%の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で34.3%（前年同月33.0%）と1.3ポイント上回り、数では前年同月比で1.3%の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数9,366人のうち34歳以下の若年者の占める割合は33.8%で3,167人、同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は17.1%で1,599人となりました。

事業主の皆さまへ（ハローワークからのお知らせ）

雇用保険の届出に マイナンバーの記載が必要です。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

1 雇用保険の届出に必ずマイナンバーを記載してください

(1) マイナンバーの記載が必要な届出・申請書などは次のとおりです。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
- ④ 育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
- ⑤ 介護休業給付金支給申請書

雇用保険被保険者資格取得届	個人番号登録・変更届書
<p>様式第2号 雇用保険被保険者資格取得届 番号01234567</p> <p>届出種別 0101</p> <p>1. 個人番号</p> <p>2. 届出種別</p> <p>3. 届出区分</p> <p>4. 被保険者氏名 フリガナ(カタカナ)</p> <p>5. 変更後の氏名 フリガナ(カタカナ)</p> <p>6. 性別</p> <p>7. 生年月日</p> <p>8. 雇用形態</p>	<p>個人番号登録・変更届書 番号01234567</p> <p>届出種別 0701</p> <p>1. 届出区分</p> <p>2. 個人番号</p> <p>3. 変更前の個人番号</p> <p>4. 届出種別</p> <p>5. 氏名(カタカナ)</p> <p>6. 性別</p> <p>7. 生年月日</p>

※届出の際にマイナンバーカード等の写しの添付は不要です。

2 よくあるご質問

Q1 マイナンバーを記載して届出することは義務なのですか？

A1 はい。事業主は、番号法および雇用保険法に基づき、雇用保険手続の届出に併せてマイナンバーを届け出ることが義務づけられています。

なお、旧様式を使用する場合や、新様式を使用する場合であっても何らかの理由により個人番号を記載できない場合には、「個人番号登録・変更届書」により個人番号を提出してください。

Q2 従業員からマイナンバーの提供を拒否された場合にはどうすれば良いのですか？

A2 個人番号の記載は法令に基づく事業主の義務であり、このことを従業員にも説明の上、取得をお願いします。その上で、従業員から提供を受けることが困難な場合は、個人番号の記載がない届出書を受理します。

Q3 返戻書類には個人番号が記載されますか？

A3 いいえ。返戻書類には個人番号は記載されません。

3 電子申請のご利用をお勧めしています

- ◆ 365日いつでも申請可能な「電子申請」(e-Gov電子申請システム)をぜひご利用ください。
 - ・電子申請なら、窓口での提出のように待ち時間を要することがありません。また、書留での届出のような費用もかからないため、時間とコストをかけずに申請できます。
 - ・平成28年1月からは、電子署名機能が付与されたマイナンバーカードを「電子証明書」として利用できるようになり、さらに利便性が向上しました。

(参考マニュアル)

- オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
- 雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
- e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

届出により（旧）特定労働者派遣事業を行っている事業主の皆様へ

労働者派遣事業の許可申請をお急ぎください！

平成30年9月29日までは、労働者派遣事業の許可を得ることなく常時雇用される労働者に限定して運営可能ですが、平成30年9月30日以降も継続して労働者派遣事業を営むには許可を得る必要があります。

【旧特定労働者派遣事業の届出時とは違う点】(主なもの)

- ① 直近の決算期における貸借対照表等により、資産要件として、
 - ・基準資産額が1事業所あたり、2,000万円以上あること。
※ 基準資産額とは、貸借対照表の資産総額(繰延資産及び営業権除く)から負債総額を引いたもの。
 - ・事業資金が1事業所あたり、自己名義の現金・預金が1,500万円以上あること。
 - ・基準資産額が負債総額の7分の1以上あること。
※ 小規模派遣元事業者に対しては、暫定的な配慮措置(下記参照)があります。
- ② 法人の目的に「労働者派遣事業を行うこと」が登記されていること。
- ③ 3年以上の雇用管理経験を有するなどの要件を満たした派遣元責任者を任命すること。
※ 申請時点からさかのぼって3年以内の派遣元責任者講習の受講が必要。
- ④ 労働者派遣事業に使用可能な事務所の面積が20㎡以上あること。
- ⑤ 派遣労働者のキャリア形成支援制度(計画的な教育訓練、キャリアコンサルティング)を有すること。
- ⑥ 許可には有効期間があり、新規許可後は3年間、それ以降は5年毎の更新です。
- ⑦ 新規許可及び許可更新時には、収入印紙等の費用が必要となります。
※ (新規許可申請時)
収入印紙12万円(複数の事業所を同時申請される場合、1事業所当たり5万5千円追加)
登録免許税9万円
- ⑧ 許可申請書の受理から許可証交付まで最短でも2～3ヶ月かかります。
などがあります。

現時点、もしくは、次の会計年度における決算で、資産要件などが満たされる事業主の皆様には、可能な限り早期に余裕をもって「許可制」への切り替えをお願い申し上げます。

なお、1つの事業所のみを有し常時雇用している派遣労働者が10人以下である中小企業事業主の場合などは、資産要件について配慮措置等があります。

詳しくは、「労働者派遣事業関係業務取扱要領 第31事業主の行う許可手続きについて」をご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyuu/haken/youryou_h24/dl/all.pdf)

【お問い合わせ先】茨城労働局職業安定部需給調整事業室

☎ 029-224-6239

< 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ >

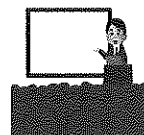
平成 29 年秋・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 が始まります！

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開始します。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内 容 : 「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の(予定)特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット : 精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間 : 90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象 : 企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。



詳しくは、茨城労働局職業安定部職業対策課【☎029(224)6219】にお問い合わせ下さい。

精神科医療機関とハローワークによる就労支援モデル事業を実施

～ハローワーク水戸が管内の精神科医療機関と協定を締結し、 増加する精神障害者の就労支援を推進～

ハローワーク水戸では、管内で就職支援に積極的に取り組む精神科医療機関との間で連携協定を締結し、平成29年6月から当該医療機関を利用する精神障害者に対し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業」を開始しました。

○実施内容

精神科医療機関の就労支援プログラム等を利用し、就職を希望する障害者に対して、医療機関とハローワークの担当者を中心とした就労支援チームにより、就職準備から就職後の職場定着までの一貫した支援を実施します。

○実施機関

【協定締結精神科医療機関】

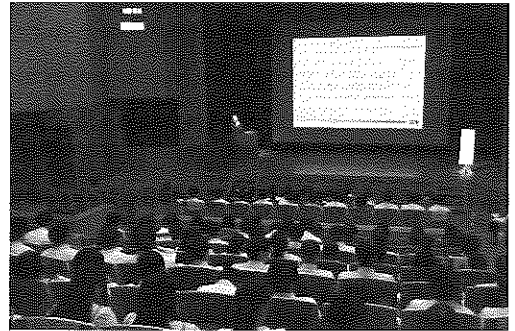
- ・公益財団法人報恩会 石崎病院（茨城町）
- ・医療法人社団有朋会 栗田病院（那珂市）
- ・医療法人 EPSYLON 水戸メンタルクリニック（水戸市）



●ハローワーク便り●

「ひたちおおたで働こう！ 高校生・保護者対象企業説明会」を開催しました！

平成 29 年 7 月 20 日（木）、ハローワーク常陸大宮は平成 30 年 3 月卒業予定の高校生・保護者を対象とした「企業説明会」を常陸太田市生涯学習センターふれあいホールにて開催しました。今回の説明会は、常陸太田市と茨城労働局との雇用対策協定に基づく事業で、常陸太田市に事業所がある 7 社の協力をいただきました。管内及び近隣の高校から 109 名の生徒、他に保護者、既卒者、学校関係者も含め計 127 名が参加し、メモを取りながら熱心に各企業の説明を聞いていました。



説明会の様子

「正社員&いきいきシニア就職面接会」を開催しました！

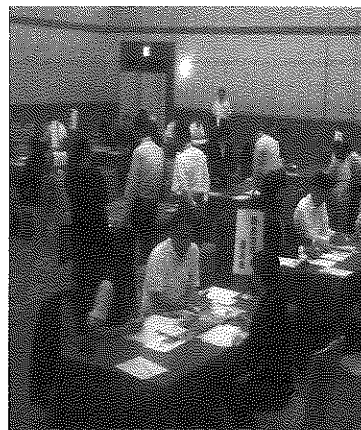


事業所 PR タイムの様子

平成 29 年 7 月 21 日（金）、ハローワーク筑西・下妻は、筑西市及び栃木労働局ハローワーク真岡の協力を得て、正社員を目指す若者や中高年・高齢者等の就職促進や就職機会の拡大及び企業の人材確保を支援するため、「正社員&いきいきシニア就職面接会」をしもだて地域交流センターアルテリオにて開催しました。参加事業所は、筑西市、下妻市、真岡市などに事業所がある 23 社、求職者は 85 名が参加しました。7 月 11 日～14 日には参加企業の事前見学会を開催し、求職者の応募意欲を高める取り組みを合わせて実施したことで、多数の参加者を確保することが出来ました。

「神栖市就職面接会」を開催しました！

平成 29 年 7 月 4 日（火）、ハローワーク常陸鹿嶋は、神栖市と共催により「神栖市就職面接会」を鹿島セントラルホテルにて開催しました。この面接会は、神栖市の定住促進事業の一環として開催されたもので、平成 30 年 3 月大学院・大学・短大・専修学校等の卒業予定者及び既卒未就職者約 40 名が参加しました。参加企業は神栖市に事業所がある製造業や小売業、建設業など 18 社が参加しました。



面接会の様子



個別労働紛争について

相談内容は『いじめ・嫌がらせ』が5年連続でトップ

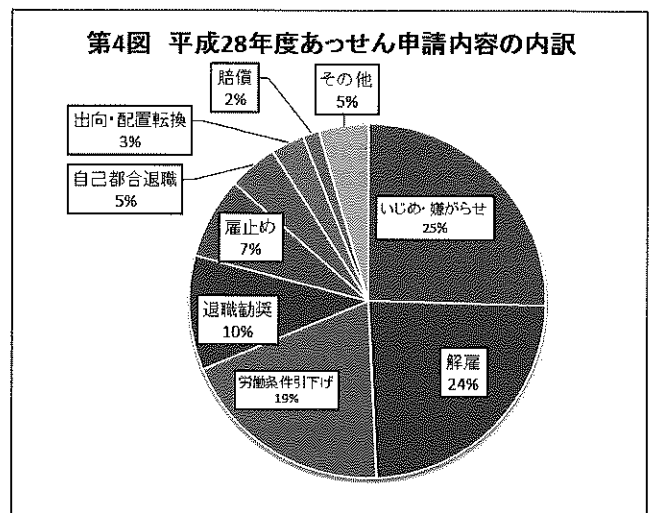
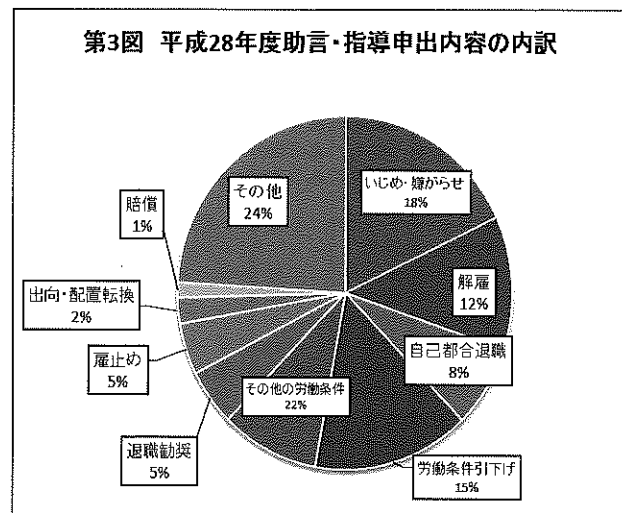
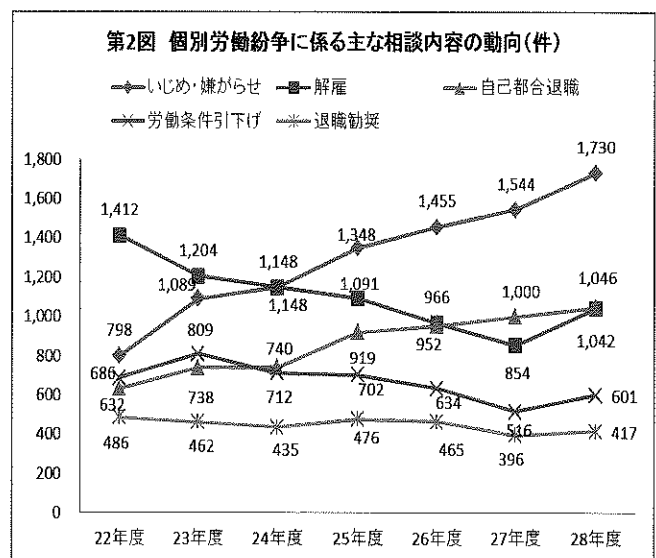
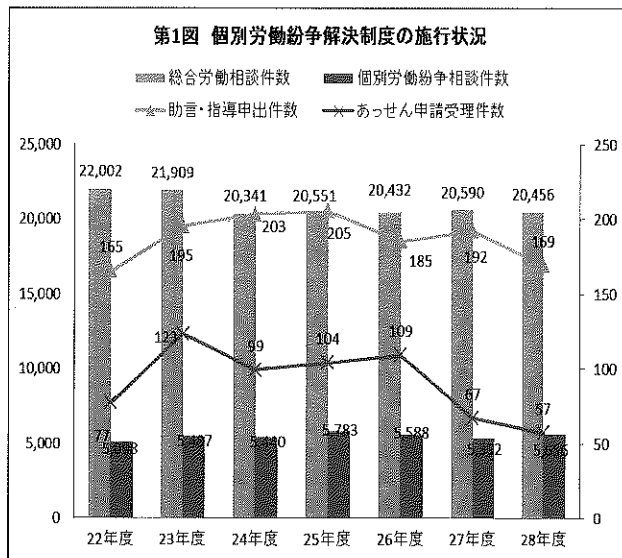
～平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況（茨城労働局集計）～

茨城労働局 雇用環境・均等室

茨城労働局では、個別労働紛争の未然防止と円滑な解決促進を図るため、労働局及び労働基準監督署内の総合労働相談コーナーにおいて、労働関係法令、判例等の情報提供や個別の労働相談に対応するほか、紛争当事者からの申出に基づき紛争の相手方に紛争解決に向けた話し合いの促進を促す助言・指導、紛争当事者間の話し合いを公平・中立な労働問題の専門家（弁護士等）が仲介することにより紛争解決を図るあっせんを実施しています。

平成28年度には20,456件（前年度比-134件、-0.7%）の総合労働相談が寄せられましたが、このうち労働者と使用者の間で生じた個別労働紛争に関する相談件数は、5,656件（前年度比+304件、+5.7%）となりました（第1図参照）。相談内容別では「いじめ・嫌がらせ（いわゆる「パワーハラスメント」を含む）」が1,730件で前年度より12.0%増加し、5年連続でトップとなりました（第2図参照）。

助言・指導申出件数は169件で、あっせん申請受理件数は57件でした。



茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
27年度月平均	17,174	3,476	13,550	10,532	3,706	1,743	47,401	40,969	3,474	8,478
28年度月平均	18,066	3,686	14,218	9,841	3,329	1,695	50,009	39,075	3,304	7,934
28年 4月	17,446	3,365	13,977	12,635	4,008	2,903	48,525	43,298	3,666	7,383
5	16,502	3,331	13,019	10,464	3,534	1,870	46,895	42,654	3,477	8,519
6	16,844	3,486	13,219	9,938	3,363	1,709	47,240	41,053	3,499	8,873
7	17,776	3,707	13,940	9,055	3,194	1,460	47,331	39,765	3,039	8,563
8	17,394	3,397	13,859	9,226	3,300	1,352	48,055	39,182	2,953	9,276
9	18,463	4,191	14,083	10,183	3,513	1,482	50,207	39,452	3,412	8,691
10	19,003	3,838	14,969	9,908	3,350	1,745	51,087	39,398	3,384	7,935
11	17,150	3,511	13,460	8,114	2,780	1,391	50,325	37,487	3,054	7,834
12	15,822	3,213	12,462	6,841	2,315	1,116	48,369	34,269	2,713	7,268
29年 1月	21,349	4,212	16,967	10,441	3,550	1,766	51,102	35,116	2,668	7,061
2	20,306	4,012	16,122	10,391	3,440	1,682	54,542	37,379	3,236	6,884
3	18,739	3,971	14,543	10,892	3,605	1,862	56,424	39,844	4,550	6,922
29年 4月	19,578	3,973	15,475	11,756	3,621	2,747	53,675	40,562	3,660	6,466
5	17,794	3,795	13,809	10,109	3,250	1,913	51,853	40,014	3,393	7,664
6	18,409	4,072	14,138	9,416	3,167	1,599	52,295	39,053	3,457	7,677
7										
8										
9										
10										
11										
12										
30年 1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
26年度月平均	1.54	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.5
27年度月平均	1.62	1.86	1.16	1.23	1.0	3.5	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 7.6	218	3.3
28年度月平均	1.84	2.08	1.28	1.39	5.2	5.3	▲ 6.6	▲ 5.9	▲ 4.9	▲ 5.0	▲ 6.4	▲ 8.0	203	3.0
28年 4月	1.80	2.04	1.21	1.33	5.0	3.9	▲ 10.0	▲ 11.0	▲ 18.2	▲ 10.2	▲ 3.8	▲ 8.9	224	3.2
5	1.77	2.06	1.24	1.35	9.3	10.3	▲ 0.4	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 2.3	▲ 1.4	▲ 5.5	216	3.2
6	1.78	2.03	1.27	1.36	2.8	5.7	▲ 9.1	▲ 7.8	▲ 5.8	▲ 6.3	▲ 2.5	▲ 7.5	210	3.1
7	1.80	2.03	1.26	1.37	1.3	▲ 1.1	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 13.8	▲ 1.6	▲ 7.5	▲ 10.5	203	3.0
8	1.79	2.07	1.26	1.37	2.9	8.8	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 3.7	212	3.1
9	1.84	2.10	1.26	1.38	17.8	9.1	0.9	▲ 3.2	1.7	▲ 2.6	▲ 4.3	▲ 8.0	204	3.0
10	1.83	2.11	1.27	1.40	▲ 3.1	▲ 1.1	▲ 11.1	▲ 11.1	▲ 1.3	▲ 8.5	▲ 6.9	▲ 9.3	195	3.0
11	1.90	2.15	1.28	1.41	4.5	7.7	▲ 6.6	▲ 2.1	3.7	▲ 3.3	▲ 7.3	▲ 7.9	197	3.1
12	1.89	2.19	1.30	1.43	5.5	7.8	▲ 11.5	▲ 7.2	▲ 1.4	▲ 5.0	▲ 10.2	▲ 9.3	193	3.1
29年 1月	1.96	2.13	1.33	1.43	5.4	3.6	▲ 1.1	▲ 0.6	▲ 4.2	▲ 2.7	▲ 12.0	▲ 8.6	197	3.0
2	1.88	2.12	1.34	1.43	7.1	4.9	▲ 10.0	▲ 7.7	▲ 4.2	▲ 2.8	▲ 11.7	▲ 9.5	188	2.8
3	1.93	2.13	1.36	1.45	6.3	6.5	▲ 6.1	▲ 3.5	▲ 4.6	▲ 2.0	▲ 11.5	▲ 7.7	188	2.8
29年 4月	2.13	2.13	1.43	1.48	12.2	3.2	▲ 7.0	▲ 4.5	▲ 0.2	▲ 4.6	▲ 12.4	▲ 8.5	197	2.8
5	2.04	2.31	1.46	1.49	7.8	6.9	▲ 3.4	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.2	▲ 10.0	▲ 3.7	210	3.1
6	2.05	2.25	1.47	1.51	9.3	6.3	▲ 5.3	▲ 5.1	▲ 1.2	▲ 4.2	▲ 13.5	▲ 7.8	192	2.8
7														
8														
9														
10														
11														
12														
30年 1月														
2														
3														

- (注)1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 5. 平成28年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。